「ふくいの木づかい企業」宣言要領

(目 的)

第1条 県内の森林は昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に資源量が年々増加し、本格的な利用期を迎えている。県産材を利用することは、森林整備の促進や二酸化炭素の固定などSDGsの達成や脱炭素社会の実現につながるとともに、地域の活性化にも貢献する。

このため、県産材を率先して利用することを自ら宣言する企業等を「ふくいの木づかい企業」として登録し広く県民に周知することにより、県全体での利用意識を高め、民間民間施設の県産材利用を拡大していく。

(定義)

- 第2条 この要領において「県産材」とは、福井県内で伐採された原木を県内で加工した製材品をいう。ただし、県内で加工できないものについてはこの限りではない。
 - 2 この要領において「木造化」とは、建築物を新築、増築、改築するにあたり、構造耐力上 主要な部分(建築基準法施行令第1条第1項第3号に記載されたものとし、構造上重要でな い間仕切壁、附け柱、ひさし等、その他これらに類する建築物の部分を除く。)に木材を使 用することをいう。
 - 3 この要領において「木質化」とは、建築物の内装(床・壁・天井等)、外壁に木材を施工・設置することをいう。
 - 4 この要領において「民間施設」とは、民間の事業者が県内外で経営または管理する施設で、 多くの県民等が利用できる施設をいう。また、利用者が限定される場合であっても、県民等 に県産材の魅力を広くPRできる施設は含むものとする。

(宣言企業)

- 第3条 「ふくいの木づかい企業」は、趣旨に賛同する民間企業や団体等(以下「企業等」という。)で、次に掲げる事項を実施する者とする。
 - (1) 店舗や事業所などの民間施設や事業活動において県産材を利用すること
 - (2) 社員や訪問者に対して県産材の利用についてPRすること

(県の支援等)

- 第4条 県は、「ふくいの木づかい企業」に対して次の支援等を行うものとする。
 - (1) 県ホームページやイベント等で県産材を積極的に利用し、SDGs の達成や脱炭素社会の実現に貢献する企業として紹介
 - (2) 木紙を使用した木づかい企業宣言書の贈呈
 - (3) 木材利用に関する情報の提供
 - (4) 木づかい活動を積極的に実践する企業等を表彰

(登録)

第5条 趣旨に賛同し、県産材の利用を宣言する企業等は、「ふくいの木づかい企業」宣言届出書 (様式1号)を県に提出するものとする。県は、届出書の内容を確認し、記載事項が趣旨に 合致すると認める場合には、「ふくいの木づかい企業」宣言登録台帳に登録し、「ふくいの 木づかい企業」宣言書(以下「宣言書」という。) (様式2-1号)を発行するものとする。 企業等が、建築物における木材利用に関する取組みを実施する場合は、「脱炭素社会の実

企業等か、建築物における不材利用に関する取組みを実施する場合は、「脱灰素社会の美現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「法」という。)」に基づく建築物木材利用促進協定の締結をあわせて申し入れることができる。

その際は、「ふくいの木づかい企業」宣言届出書とあわせて、建築物木材利用促進協定の申入れ書(以下「申入れ書」という。)(様式3号)および添付書類を提出するものとする。

3 県は、前項の申入れ書の内容を確認し、記載事項が適当であると認める場合には、第1項 に基づく宣言と法に基づく建築物木材利用促進協定書を兼ねる宣言書(様式2-2号)を発 行するものとする。

(登録の辞退)

第6条 登録を受けた企業等が、登録を辞退する場合は、登録辞退届出書(様式4号)を県に提出 するものとする。

(二酸化炭素固定量の評価・認証)

- 第7条 県は、「ふくいの木づかい企業」が木質化や木造化をした場合に、企業等の申請に基づき 木材使用による二酸化炭素固定量を評価し、認証するものとする。二酸化炭素固定の評価・ 認証の内容は、民間施設での県産材を含む木材使用による二酸化炭素固定量とし、認証の要 件は別表第一に掲げるものとする。
 - 2 二酸化炭素固定量の認証を受けようとする「ふくいの木づかい企業」は、木造化の場合にあっては、木造化の木材に係る炭素貯蔵量を示した掲示物申請書(様式5号)、木質化の場合にあっては、木質化の木材に係る炭素貯蔵量を示した掲示物申請書(様式6号)を作成し、県に提出するものとする。ただし、県産材使用に係る県補助事業に採択されたものであって、県に書類がある場合はこの限りではない。
 - 3 県は第7条第2項の申請書の内容について別表第二に掲げる項目を審査し、適正と認めるときは、次項の算定基準により二酸化炭素固定量を算定し、認証書(様式7号)の交付をもって認証する。ただし、審査を行うにあたり、必要に応じ、対象建築物について調査を行うことができるものとする。
 - 4 県は「使用木材計算書」の提出を受けて、CO2 固定量(t-CO2)を、「建築物に利用した 木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」(令和3年 10 月1日3林政産第 85 号 林野庁長官通知。以下「ガイドライン」という。)に基づき、次の方法より算定する。その他、 算出に必要な計算方法については、ガイドラインを参考にする。

 $Cs=W\times D\times Cf\times 44/12$

ただし、Cs、W、D、Cfは以下のとおりとする。

Cs: 建築物に利用した木材(製材のほか、CLTやLVL、合板等を含む。以下同じ。) に係る炭素貯蔵量 (CO2 換算量) (t-CO2)

W : 建築物等に利用した木材の量(m3)

D:利用した木材の密度(t/m3)(ガイドライン「参考1」の値を使用する。)

Cf:利用した木材の炭素含有率(ガイドライン「参考3」の値を使用する。)

- 5 認証書の発行手数料は無料とする。
- 6 「ふくいの木づかい企業」は、認証書の内容を企業活動で広く利用することができるものと する。県は、認証の内容を広報等に利用することができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年7月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第一(第5条関係)

認証の内容		認証要件		
木造化での炭素貯	1	申請できる者	ふくいの木づかい企業	
蔵量	2	交付先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室	
	3	対象物件	県産材を使用している民間施設	
木質化の炭素貯蔵	1	申請できる者	ふくいの木づかい企業	
量	2	交付先	福井県 農林水産部 県産材活用課 ふくいの木利用室	
	3	対象物件	県産材を1棟に1立方メートル以上使用した民間施設	

別表第二(第5条関係)

審査項目

- (1) 県産材を使用した民間施設の木造化および木質化であること
- (2) その他、申請書の内容に不備がないこと

様式1号 「ふくいの木づかい企業」宣言届出書

届出日 年 月日

				, had b	4 H T	/J H
企業等名						
代表者 (職·氏名)						
業種	□建設業 □ □その他	製造業	□運輸業、郵便業	□卸売業、小売業	□医療、福祉	□サービス業
事業内容						
宣言内容 (取組み)						
今後の取組内容	·					
※上記内容を県ホー		表します。				
〈 その他企業情	与報 〉 					
〒 所在地 				•		
企業HP						
企業 HP 掲載の可	否			可・否		
「県産材のあふれる 申請の予定	る街づくり事業」 <i>の</i>	有り	の場合:今年月) ・ 無し 度 ・ 来年度 化 ・ 木質化	・未定	・設計
				۵		
宣言担当者(職・氏	(名)					
電話番号			FAX 番号			
E-mail						

提出先:福井県 農林水産部 県産材活用課

TEL:0776-20-0449 FAX:0776-20-0654 Mail:kensanzai@pref.fukui.lg.jp

<記載例>

様式1号

「ふくいの木づかい企業」宣言届出書

届出日 年 月日

企業等名	株式会社〇〇〇〇			
代表者 (職·氏名)	代表取締役 〇〇 〇〇			
業種	□建設業 □製造業 □運輸業、郵便業 □卸売業、小売業 □医療、福祉 □サービス業 □その他			
事業内容	〇〇の製造			
宣言内容 (取組み)	当社では、〇〇〇〇などの木づかいを通じて、森林整備の促進や二酸化炭素の固定を図るなどSDGsの達成や脱炭素社会の実現に努めるとともに、地域の活性化や森林・林業の発展に貢献します。			
	・打合せスペースの木質化、木製品の導入			
今後の取組内容	・木質キッズスペースの整備、木製玩具の導入			
-	・イベントで木工教室を開催			

〈その他企業情報〉

所在地 〒 -	
企業HP	
企業 HP 掲載の可否	可・否
「県産材のあふれる街づくり事業」の 申請の予定	申請予定 : 有り ・ 無し ・ 未定 有りの場合: 今年度 ・ 来年度 ・ 未定 支援の種類: 木造化 ・ 木質化 ・ 木製品 ・ 設計

宣言担当者(職•氏名)		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

提出先:福井県 農林水産部 県産材活用課

TEL:0776-20-0449 FAX:0776-20-0654 Mail:kensanzai@pref.fukui.lg.jp

[※]上記内容を県ホームページで公表します。

「ふくいの木づかい企業」宣言書

○○○ (企業名記載)

様式1号の宣言内容(取組み)を転記

「ふくいの木づかい企業」宣言書

○○○ (企業名記載)

当社では、〇〇〇〇などの木づかいを通じて、森林整備の促進や二酸化炭素の固定を図るなどSDGsの達成や脱炭素社会の実現に努めるとともに、地域の活性化や森林・林業の発展に貢献します。

「ふくいの木づかい企業」宣言書

○○○ (企業名記載)

構想の内容	
構想の達成に向けた取組 の内容	
構想の対象区域	福井県
構想の達成に向けた取組 の実施期間	

※本宣言書は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律」に基づく建築物木材利用協定書を兼ねる

発行者:福井県

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

*	整理番号	:		
		年	月	Ħ

福井県知事 様

氏名 申入れ者

項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

住所

建築物木材利用促進協定の締結の手続きおよび公表事項を定める省令第1条第 1

構想の内容 構想の達成に向けた取組 の内容 福井県 福想の対象区域 福井県 構想の達成に向けた取組 の実施期間

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称および代表者の 氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 定款または寄付行為および登記事項証明書を添付すること。

< 記載例 >

様式3号

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

*	整理番号	:

令和 年 月 日

福井県知事 様

氏名

申入れ者

住所

建築物木材利用促進協定の締結の手続きおよび公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	当社は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。)第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDGsに貢献していく。
構想の達成に向けた取組 の内容	当社は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1㎡当たり〇㎡以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計〇㎡の地域材を利用する。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。また、木材利用の事例を通じて、木材利用の意義やメリットについて、HPや動画等で積極的に情報発信する。(数値目標などできるだけ具体的に記載)
構想の対象区域	福井県
構想の達成に向けた取組 の実施期間	提出日から令和〇年〇月〇日まで (概ね3~5年程度までの期間設定)

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称および代表者の 氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 定款または寄付行為および登記事項証明書を添付すること。

県産材活用課 様

届出者住所氏名電話番号

「ふくいの木づかい企業」宣言登録辞退届出書

「ふくいの木づかい企業」宣言の登録を辞退したいので、「ふくいの木づかい企業」宣言要領第6条に基づき届け出ます。

福井県農林水産部県産材活用課長 様

申請者の団体名 申請者の代表者氏名 電話番号

木材に係る炭素貯蔵量を示した掲示物申請書(木造化)

施設での県産材使用による二酸化炭素固定量の認証を受けたいので、ふくいの木づかい企業宣言要領第7条の規定により、下記のとおり申請します。

(添付書類)

- <県産材使用に対する県補助事業に採択されたもの>
- (1) 県補助事業の実績報告書の写し又はこれに準ずる書類
- (2)その他上記の内容を補足する資料
- <上記以外のもの>
- □使用部材一覧表(様式第5-2号)
- □現地状況写真
- □建築請負契約書又は検査済証もしくは建築工事届の写し
- □平面図、立面図等の施設概要が分かる図面
- □その他知事が必要と認めるもの

【県産材】※1

区 分 ※2	部材、製品名等	樹 種	材 積 ※3 (m3)
	小 計		

【国産材】

区 分 ※2	部材、製品名等	樹 種	材 積 ※3 (m3)

【外材】

区 分 ※2	部材、製品名等	樹 種	材 積 ※3 (m3)
L			

- ※1 県産材とは、福井県内で伐採された原木を原則として福井県内で加工した製材品をいう
- ※2「製材(製材・集成材・CLT等)」、「木質ボード」、「合板」のいずれかを記入
- ※3 県産材を使用した合板などの木質系建材等を使用する場合は、県産材使用率を単材積(m3)に乗じて材積を算出すること
- ※4 使用材積は、小数点以下第3位まで計上(第4位以下は切り捨て)

福井県農林水産部県産材活用課長 様

申請者の団体名 申請者の代表者氏名 電話番号

木材に係る炭素貯蔵量を示した掲示物申請書(木質化)

施設での県産材使用による二酸化炭素固定量の認証を受けたいので、ふくいの木づかい企業宣言要領 第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1. 建築物の名称
- 2. 建築物の所在地
- 3. 添付書類
- <県産材使用に対する県補助事業に採択されたもの>
- (1) 県補助事業の実績報告書の写し又はこれに準ずる書類
- (2)その他上記の内容を補足する資料
- <上記以外のもの>
- □使用部材一覧表(様式第6-2号)
- □現地状況写真
- □工事完了又は什器購入のわかる書類
- □平面図、立面図等の施設概要が分かる図面
- □その他知事が必要と認めるもの

【県産材】※1

区 分 ※2	部材、製品名等	樹 種	材 積 ※3 (m3)
小計			

【国産材】

区 分 ※2	部材、製品名等	樹 種	材 積 ※3 (m3)
小計			

【外材】

区 分 ※2	部材、製品名等	樹 種	材 積 ※ 3 (m3)	
L				
小 計				

- ※1 県産材とは、福井県内で伐採された原木を原則として福井県内で加工した製材品をいう
- ※2「製材(製材・集成材・CLT等)」、「木質ボード」、「合板」のいずれかを記入
- ※3 県産材を使用した合板などの木質系建材等を使用する場合は、県産材使用率を単材積(m3)に乗じて材積を算出すること
- ※4 使用材積は、小数点以下第3位まで計上(第4位以下は切り捨て)

「施設名」における木材の利用

<みんなでつかおう「ふくいの木」>

当施設に利用した木材に係る炭素貯蔵量(CO2換算)

木材全体利用量		木材全体の炭素貯蔵量	
	県産材利用量		県産材の炭素貯蔵量
m³	m³	t-CO ₂	t-CO ₂

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」(令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁 長官通知)に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素(CO2換算)の量を示すものです。 〔参考〕1t-CO2=日本人1人あたりの年間CO2排出量の約半分

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物に利用していくことは「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治